



## 土地賃貸借契約書

昭和 60 年 11 月 18 日付にて、協和財産区管理者望月町長と武蔵工業大学事務局長とで土地賃貸借契約を締結した。

本契約が平成 17 年 12 月 31 日に期限切れになるため、新に佐久市協和財産区管理者佐久市長 三浦大助（以下「甲」という）と武蔵工業大学事務局長 川名宏次郎（以下「乙」という）との間に次のような土地賃貸借契約を締結する。

### （目的及び土地の表示）

第1条 武蔵工業大学ワンダーフォーゲル部山小屋用地として使用させる目的で甲は乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

2 長野県佐久市協和 3, 489 番地の内、山林 3, 300 m<sup>2</sup>

### （契約期間）

第2条 賃貸借期間は平成 18 年 1 月 1 日から平成 47 年 12 月 31 日までの 30 ヶ年とする。

2 前項の期間終了の場合において甲、乙双方異議がないときは協議の上期間を更新することができる。

### （賃貸料）

第3条 乙の支払う賃貸料は 1 m<sup>2</sup> 当り年 18 円とし毎年度その年度分を 7 月中に支払うものとする。

2 賃借料は 3 年毎に消費者物価指数等を勘案して改正を行うことができる。

### （転貸の禁止）

第4条 乙はこの賃貸借権を他に譲渡又は転貸をしてはならない。

### （地上物件の処分）

第5条 地上物件（立木、石等）は甲の所有であり乙は甲の承諾を得なければ、いかなる処分を行うこともできない。

ただし、甲は乙の土地利用の目的を考慮し甲、乙協議の上実施する。

### （契約の解除）

第6条 甲、乙が契約の各条項に違反した場合本契約の解除を行うことができる。

2 前項の解除に際しては違約者は相手方に対して損害を賠償する。

### （信義誠実の原則）

第7条 甲、乙互に信義に従い誠実に本契約の履行を成るものとし、本契約に別段の定めなき事項が生じた時には、双方協議のうえ誠意をもってこれを決定する。

以上契約を証するため本書 2 通を作成し甲、乙両者にて各 1 通を保有する。

平成17年12月 日

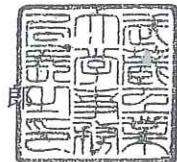
甲 長野県佐久市協和 5254-2

佐久市協和財産区管理者佐久市長 三浦 大助

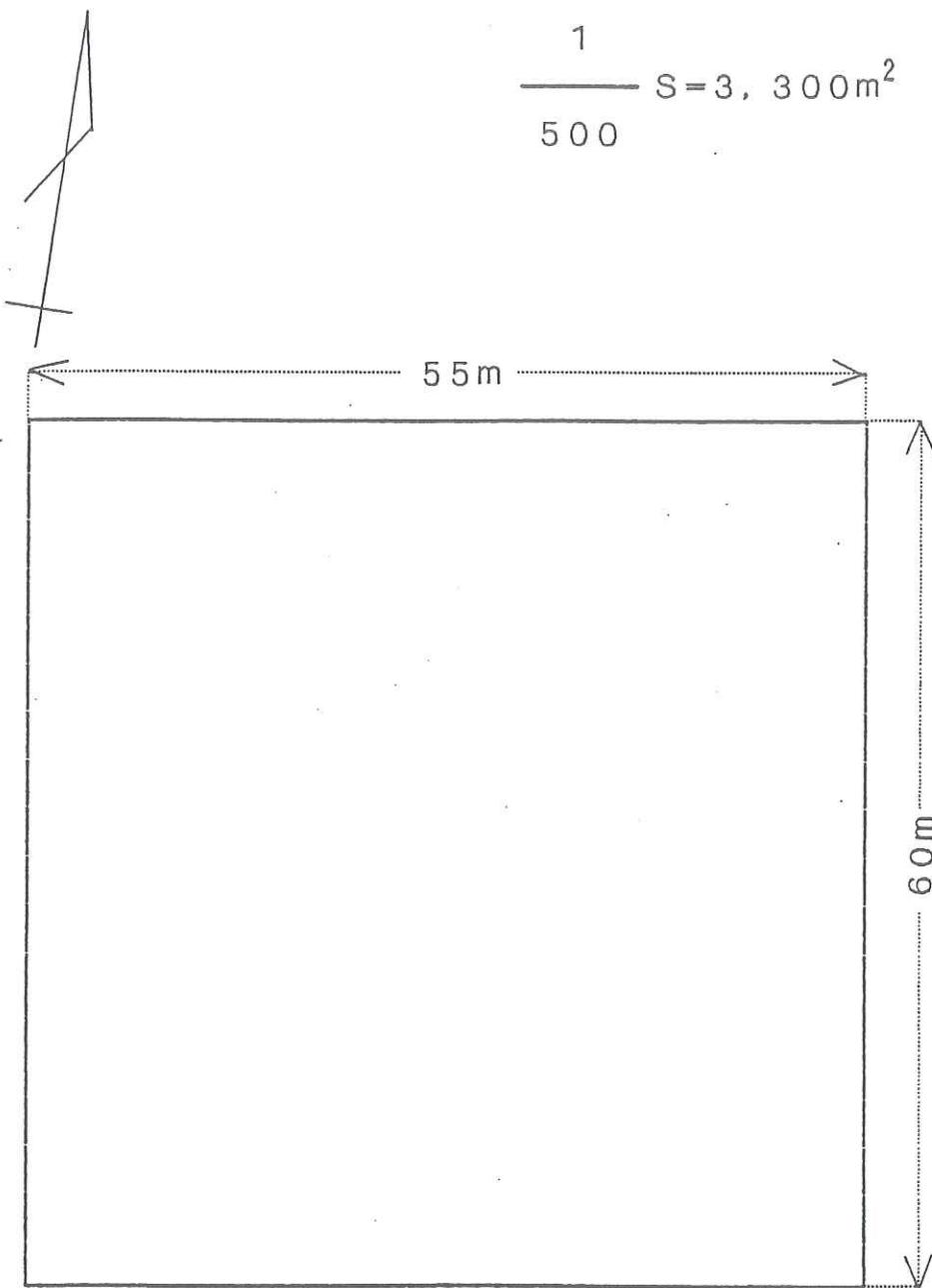
乙 東京都世田谷区玉堤 1-28-1

武藏工業大学事務局長

川名 宏次



実測図



## 土地賃貸借契約付帯書

この付帯書は武蔵工業大学ワンダーフォーゲル部の要望に依り山小屋周辺の自然保護のために定めるものとする。

第1条 賃貸借地周辺の立木伐採調整保償料として年間10,000円を賃借料と一括支払うものとする。

2 保償料改正は本契約書と同じとする。

第2条 借地周辺については別紙略図斜線部のとおりとする。

第3条 期間は本契約書と同じとする。

第4条 佐久市協和財産区の都合で伐採する時はワンダーフォーゲル部と協議する。

2 伐採時は本付帯書は終了する。

第5条 付帯書に定めなき事項が生じた時には、双方協議して決定する。

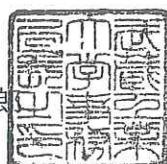
以上付帯書を証するため本書2通を作成し両者にて各1通を保有する。

平成17年12月 日

佐久市協和財産区管理者佐久市長 三浦 大助

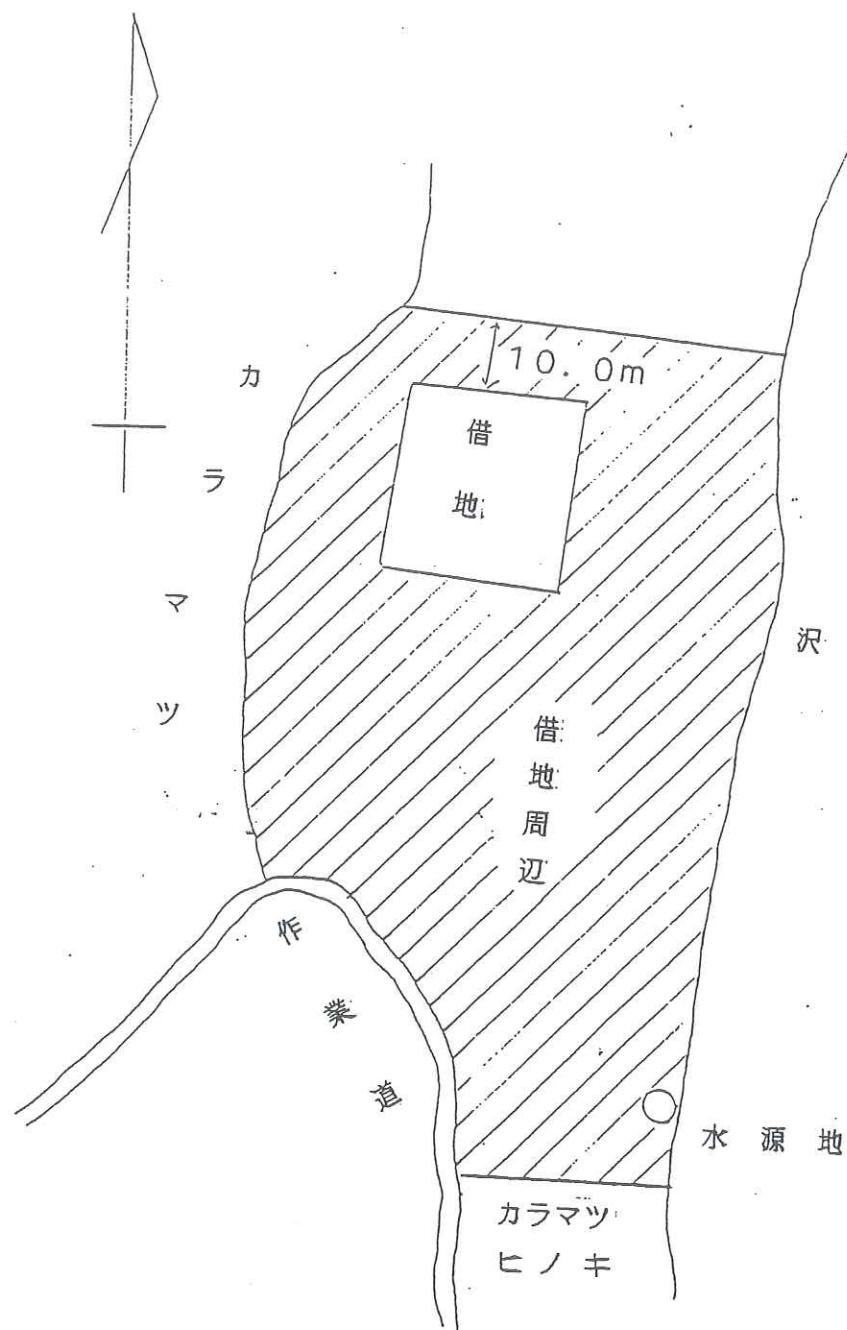
武蔵工業大学事務局長

川名 宏次



別 種

略 図



平成17年12月21日

武蔵工業大学事務局長  
川名 宏次郎 殿

武蔵工業大学ワンダーフォーゲル部

顧 問 堀内 則量  
主 将 細谷 洋  
○B会長 小林 俊朗



誓 約 書

今般、武蔵工業大学ワンダーフォーゲル部は、長野県佐久市協和3, 489番地の内、3, 300m<sup>2</sup>（地目山林）を、平成18年1月1日から平成47年12月31日まで、更新賃借するに当たり、同市協和財産区管理者佐久市長 三浦大助氏を貸主とし、武蔵工業大学事務局長 川名宏次郎氏を借主とし、別紙の通り土地賃貸借の契約を締結致しましたが、この契約文中借主の責に帰すべき事項の一切を、ワンダーフォーゲル部及び同○B会に於いて履行し、大学当局並びに貴殿に対し、ご迷惑をおかけしないことを誓約致します。